

保育標準時間

保育料基準額表（令和6年4月1日～）

(単位:円)

世帯の階層区分		保育料（月額）				月額延長保育料(区立保育園) <small>(備考7)</small>		
階層	所得等の条件	0歳～2歳児クラス			3歳児クラス以上	～2歳児クラス	3歳児クラス	4歳・5歳児クラス
		第1子	第2子	第3子				
A <small>(備考3)</small>	生活保護世帯	0				0	0	0
B <small>(備考3)</small>	A階層の世帯を除く	ひとり親等世帯 <small>(備考4)</small>	0			0	0	0
	市区町村民税非課税世帯	ひとり親等世帯以外	0			200	200	200
C1 <small>(備考3)</small>	A階層の世帯を除く市区町村民税均等割のみ課税世帯		2,900					
C2 <small>(備考3)</small>	A階層の世帯を除く市区町村民税所得割額が	7,000円未満相当の世帯	3,400	第2子以降の保育料は（延長保育料を除く）	幼児3歳教育クラス保育の上無償化により、保育料を減額し、延長保育料を除きません。	700	700	700
C3 <small>(備考3)</small>		7,000円以上相当の世帯 48,600円未満相当の世帯	4,100					
D1 <small>(備考3)</small>		48,600円以上相当の世帯 52,500円未満相当の世帯	7,600					
D2 <small>(備考3)</small>		52,500円以上相当の世帯 55,000円未満相当の世帯	9,300					
D3 <small>(備考3)</small>		55,000円以上相当の世帯 60,000円未満相当の世帯	10,600					
D4 <small>(備考3)</small>		60,000円以上相当の世帯 75,000円未満相当の世帯	17,500					
D5 <small>(備考3)</small>		75,000円以上相当の世帯 97,000円未満相当の世帯	21,700					
D6		97,000円以上相当の世帯 115,000円未満相当の世帯	24,400					
D7		115,000円以上相当の世帯 130,000円未満相当の世帯	26,800					
D8		130,000円以上相当の世帯 150,000円未満相当の世帯	29,000					
D9		150,000円以上相当の世帯 169,000円未満相当の世帯	31,300					
D10		169,000円以上相当の世帯 185,000円未満相当の世帯	33,200					
D11		185,000円以上相当の世帯 200,000円未満相当の世帯	35,300					
D12		200,000円以上相当の世帯 215,000円未満相当の世帯	37,100					
D13		215,000円以上相当の世帯 230,000円未満相当の世帯	39,000					
D14		230,000円以上相当の世帯 245,000円未満相当の世帯	40,600					
D15		245,000円以上相当の世帯 260,000円未満相当の世帯	42,400					
D16		260,000円以上相当の世帯 280,000円未満相当の世帯	43,800					
D17		280,000円以上相当の世帯 301,000円未満相当の世帯	45,600					
D18		301,000円以上相当の世帯 340,000円未満相当の世帯	49,400					
D19		340,000円以上相当の世帯 397,000円未満相当の世帯	55,800					
D20		397,000円以上相当の世帯 460,000円未満相当の世帯	61,200					
D21		460,000円以上相当の世帯 510,000円未満相当の世帯	65,500					
D22		510,000円以上相当の世帯 560,000円未満相当の世帯	68,800					
D23		560,000円以上相当の世帯 610,000円未満相当の世帯	72,200					
D24		610,000円以上相当の世帯 800,000円未満相当の世帯	75,700					
D25	800,000円以上相当の世帯 1,100,000円未満相当の世帯	80,400						
D26	1,100,000円以上相当の世帯	85,000						

(備考)

- この表において保育料を算出する場合における市区町村民税は、4月分から8月分までの保育料にあっては令和5年度分とし、9月分から翌年3月分までの保育料にあっては令和6年度分とします。
- 保育料の算定に際し、寄附金控除、配当控除、外国税控除、配当・譲渡割控除及び住宅取得控除等適用されない税額控除があります。
- 原則として、同一世帯に保護者が扶養する児童が2人以上いる場合（年齢、同居の有無を問いませんが、扶養する児童と世帯が別の場合は別途申請が必要です）の第2子以降の保育料は無料となります。ただし、ひとり親等の世帯のうち、A～D5階層（所得割額77,101円未満まで）の場合、第1子の保育料も無料となります。
- B階層等におけるひとり親等世帯とは、母子（父子）世帯または在宅障害児（者）のいる世帯のことを言います。
- 保育料の減額及び免除は申請に基づき適用します。
- 保育料の算定に必要な資料の提出がない場合や税未申告の場合は、最高額を適用します。
- 延長保育料は1時間利用した場合の月額金額です。